

平成 25 年 6 月 7 日

賛助会員 会費規程

- 第 1 条 この規程は、本組合の賛助会員会費に係わる事項を定めるものである。
- 第 2 条 本規程中第 3 条の規定の変更は、総会の承認を得なければならない。
その他の規程の変更は、理事会の承認を得るものとする。
- 第 3 条 賛助会員会費の額は、次のとおりとする。
1、入会金 50,000 円（一括入金、脱退時は返金しない）
2、年会費 100,000 円（25,000 円 四半期毎徴収）
- 第 4 条 第 3 条の賛助会員会費以外に、必要に応じ会費を徴収することができる。
- 第 5 条 賛助会員会費は、四半期毎に納入するものとする。
なお、年度途中に入会の賛助会員会費は、入会月の四半期分から納入するものとする。
- 第 6 条 賛助会員会費の納付は、本組合所定の金融機関へ支払うものとする。
- 第 7 条 納入した賛助会員会費は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。
- 第 8 条 本規程に定めるもののほか、賛助会員会費に関して必要な事項は、理事会においてこれを定める。